

～保健・医療・福祉の連携強化による市民の介護予防・健康増進拠点づくり～

白石市「福祉の郷」構想

旧白石簡易保険加入者ホーム「かんぼの宿しろいし」利活用

I 構想策定の背景及び経緯

「かんぼの宿白石」の営業終了

白石市福岡蔵本字薬師堂地内に所在する日本郵政公社白石簡易保険加入者ホーム「かんぼの宿白石」は、民営化を控えた日本郵政公社の事業見直しに伴い、平成18年3月31日をもって営業を終了した。

同施設は市の誘致施策の一つであり、地域住民の積極的な用地提供などにより、昭和38年7月にオープンした施設である。以来、地域の保養施設として市内



はもとより県内外の利用者に親しまれ、平成16年度には約8万人の宿泊・日帰り客があるなど、身近な健康増進施設として利用されてきた。

また、所在地はホテルの生息地として市内外に知られており、このホテルの保護団体「薬師堂ホテルの里を守る会」にもかんぼの宿の職員が施設を挙げて積極的に関わるなど、施設と地域の結びつきが強固であり、地域と一体となった良好な関係を築き上げてきた施設でもある。

▲旧かんぼの宿白石

廃止後の地域に与える影響・懸念

①「地元経済に与える影響」

年間利用者約8万人の施設廃止が地元経済に与える影響は非常に大きく、食品・流通・観光等多岐に被害をもたらしている。また、東北地方とりわけ地方都市・白石における景気動向は、依然として厳しいものがあり、廃止と同時に職を失った旧かんぼの宿職員約50名の再就職の道は極めて難しい状況である。市としても再就職に向けた支援に積極的に取り組む必要がある。

②「競売処分に対する不安」

今後、日本郵政公社において競売等の手続きがとられた場合、売買後の目的制限や第三者への転売制限がないために、仮に市外の業者等が取得した場合、市民の利益に反する事態となる恐れも否定できず、市民の健康増進の機会喪失や経済的影響のみならず、地域社会全体に悪影響を及ぼすことが危惧される。施設の所在する尾籠地区の自治会代表や福岡地区全自治会長からも、今後に対する不安感から市が主導しての早期施設利活用について切実な陳情を受けたところである。

施設購入に対する意向照会に対しての市の対応

市では営業終了前の平成17年10月、日本郵政公社より営業終了の説明を受け、文書で施設購入についての照会を受けた。これに対し平成18年1月、同施設の利活用について、「現時点では明確な利活用計画が立たない」と、現時点としては購入意思がないことを回答し、廃止後の影響や市民に歓迎される利活用方策について継続して検討することとした。



▲大浴場

市民に歓迎される新たな利活用方策の検討

今般の厳しい財政状況や外部委託化の進む社会情勢の中、市が土地建物を譲り受けた上で、行政財産・公共施設として何らかの形で直接利活用するのは困難である。また、同施設は日本郵政公社において運営していた際にも毎年1億円以上の赤字を抱えていた施設であり、小原温泉や鎌先温泉などの宿泊施設をも抱える市にとって、直営にてホテル・旅館業を引き継ぐことも困難である。

このため市では庁内対策会議を設置するなど、市民に歓迎される利活用方策の検討を重ね、良好な地域との結び付きを維持しつつ、地域経済と住民福祉に貢献できる施設の利活用方策として、安心と信頼の置ける利活用・民間経営の模索を開始したところである。



▲中広間

白石市「福祉の郷」構想の提唱へ

市では、超高齢化社会の進展に伴う市民の健康増進の重要性や介護予防のための多様な福祉・健康増進サービスの必要性に鑑み、市民が期待する最善の利活用方法として、同施設を、隣接地に所在し老朽化や施設の狭隘等の諸問題を抱えている「市老人福祉センター」の移転・移管等を含めた、民営による社会福祉施設・市民の健康増進・介護予防のための一大拠点、【健康・休養の麓】として、一般高齢者・ハイリスク高齢者・要介護認定者等すべての高齢者の在宅生活を支援するために利活用することとした。

そして、隣接する公立刈田総合病院の【医療の丘】、市総合福祉センター等の福祉施設群の【福祉の里】と合わせた3拠点が一体的・有機的に連携する、保健・医療・福祉の拠点「福祉の郷」として整備し、併せて地域や世代間、障害者との一大交流拠点としようとするものである。



▲一般客室

「福祉の郷」構想の担い手・ 市民による社会福祉法人設立を目指して

「福祉の郷」構想推進との結論を受け、市では利活用主体について事業の公共性・公益性に鑑み、一般企業による利活用は困難であると判断し、市内の既存社会福祉法人等の事業実施を含めて事業実施主体の模索を開始した。

既存社会福祉法人においては、特養ホーム等の施設運営に専念したい等、新たな事業開始は困難な状況であったが、模索中の市に呼応するように、市内において介護保険事業者としての実績があり、かねてより将来的な社会福祉法人化を意図していた市民有志による社会福祉法人設立を目指す機運が醸成された。

市ではこの機運がまちづくりのキーワードの1つ、「市民と行政がともに知恵を出し合い、汗を流す」【共汗のまちづくり】にまさに合致し、事業主体として最適と判断、市民有志が発展的に社会福祉法人の認可を受け、公共性・公益性をもった団体として市民に認知されてこそ事業の真の担い手となりうるとし、円滑な事業推進のためにも社会福祉法人化が不可欠であると、行政としてできる限りの法人認可に向けた支援ならびに事業実施に向けた支援を行うこととしたところである。

平成18年度法人認可・ 平成19年度事業開始を目指して

かんぽの宿営業終了から長期にわたり空白期間を置くことは、市民の利便性を著しく欠き、施設の維持管理面のみならず良好な地域関係の風化を招く恐れがある。

従って、当構想の担い手となる新設社会福祉法人には、速やかなる認可・事業開始が求められ、当市では「平成18年度内の社会福祉法人認可、平成19年度当初からの事業開始」を至上目標としている。



▲大広間

土地・建物の取得について

かんぽの宿の営業終了に伴う土地・建物等については、平成18年4月末で備品や什器類等の搬出作業が終了し、今後日本郵政公社において、所在市への払い下げ若しくは一般企業等向けの競売手続きがとられる予定となっている。



▲レストラン

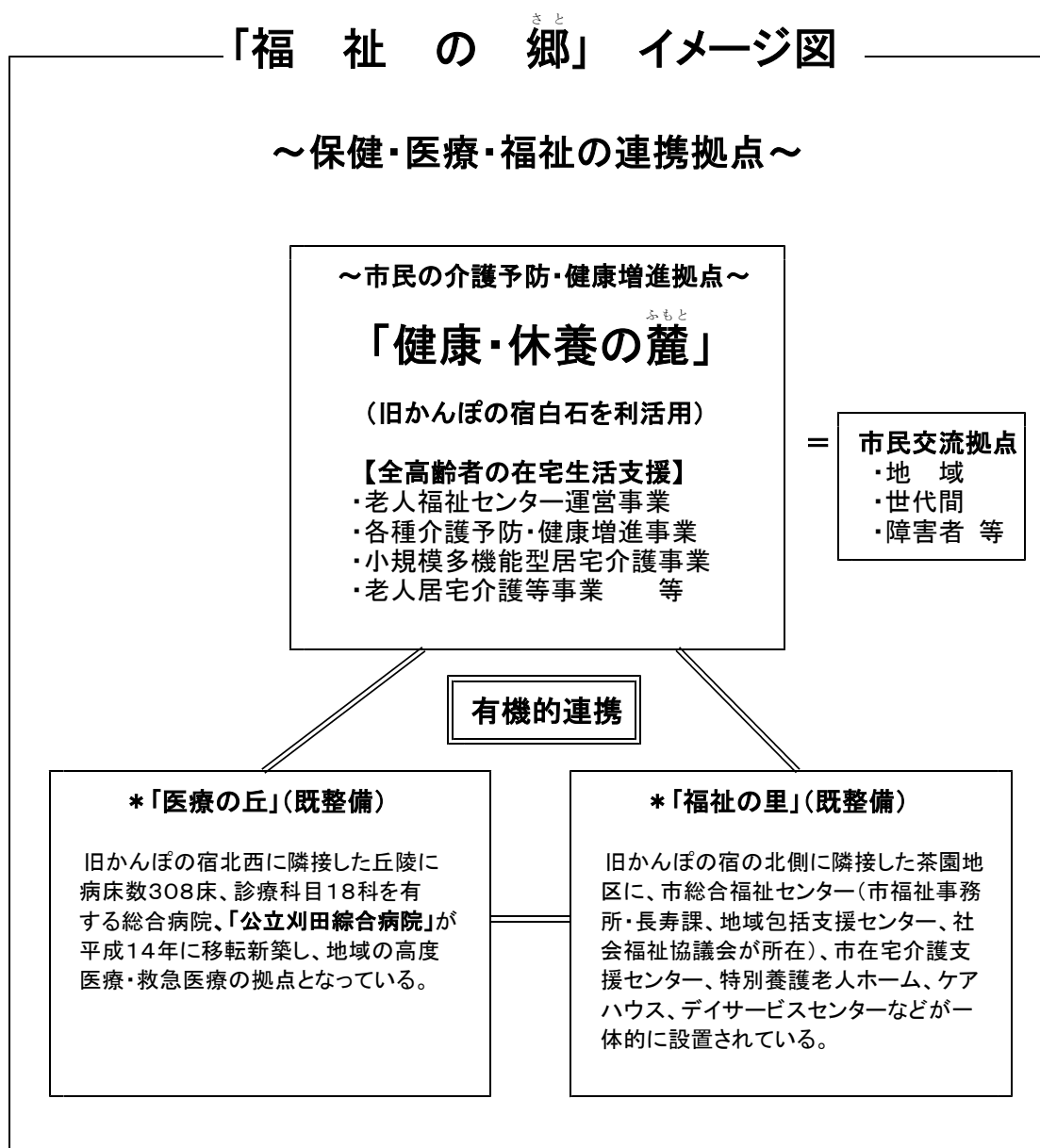
市では日本郵政公社と土地・建物の譲渡について交渉を開始し、現在のところ売買形態や価格、市と法人間の最終的な所有権の所在等については未確定な状況であるが、今後も交渉を継続し、取得について万全を期しているところである。

Ⅱ 「福祉の郷」構想の概要について

保健・医療・福祉の連携を強化 「福祉の郷」構想

急速な高齢化社会の進展の中、今後重視される介護予防事業の充実、元気な高齢者のための活動の場の確保及び充実が、市民の「健康寿命の延伸」を掲げる当市の市政運営において最重要課題となっている。

市では、第四次白石市総合計画及び第三次白石市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の理念を踏まえ、この旧「かんぼの宿白石」を市民の健康増進・介護予防の一大拠点、「健康・休養の麓」として整備し、現在ある医療拠点「医療の丘」や福祉拠点「福祉の里」との連携を充実させながら、3拠点を総称して「福祉の郷」として、ソフト・ハード両面にわたって「保健」、「医療」、「福祉」の一体的で効率の良い市民サービスの充実を図ろうとするものである。



白石市のまちづくり・既存計画との整合

まちづくりのキーワード

市民と行政がともに知恵を出し合い、汗を流し喜び合える「共汗」
生涯学習の一層の推進により生きがいを持つことのできる「共学」
誰もが安心して地域の中で生活していける「共生」
のまちづくり

「第4次白石市総合計画」

重点政策目標 「地域コミュニティの活性化と保健・医療・福祉の充実」

- ・ 保健・医療・福祉の連携のもと、充実したサービスを受けることができるまち
- ・ 地域で支え合いながら、健康な心と体を維持できるまち
- ・ さまざまな立場の人々が多様な生き方を認め合い、支え合いながら自立と社会参加ができるまち

「第3次白石市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画」 基本方針

- ① 市民が健康を保ち、生きがいを持って安心して暮らせるための基盤整備の促進
- ② 介護が必要となっても住み慣れたまちで尊厳を保ち自立した生活を維持するためのサービスの充実
- ③ 市民一人一人がともに支え合える地域社会の創出

連携

「白石市次世代育成支援 行動計画」 基本理念

子ども・親・家庭
みんなが育ちあうまちづくり

連携

白石市障害者計画・ 障害福祉計画(18年度策定)

～保健・医療・福祉の連携拠点～

「福祉の郷」

「健康・休養の麓」
～市民の介護予防・健康増進拠点～
【全高齢者の在宅生活支援】
【市民の交流活動拠点】

(旧かんぼの宿白石を利活用)

【有機的連携】

「医療の丘」(既整備)

「福祉の里」(既整備)

Ⅲ 「健康・休養の麓」 旧かんぽの宿白石利活用計画

【当面の利活用計画】

①老人福祉センター(A型)の開設

老朽化・施設の狭隘化などの問題を抱える隣接地所在の現老人福祉センターを、新たに法人直営による市民の介護予防・健康増進拠点として移転整備する。

●健康増進・交流活動支援のための便宜提供(日帰り入浴・休憩・宿泊) ～いつもそこに行けば高齢者に会えるという場の提供～

国通知「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」に定められた「原則無料または必要経費以下の費用徴収」の原則に沿い、既存設備の改修費用及び施設の維持管理経費等を勘案した上で、低廉な料金でサービスを提供する。

●各種介護予防事業・健康増進事業の実施・実施支援

～いつまでも元気で、やりたいことができるために～

- 転倒予防教室の開催
- 運動指導教室(今日から始める運動教室)の開催
- 地域の医師による健康講話
- 脳活性化教室の開催
- 口からの健康教室の開催(口腔ケア)
- 低栄養予防相談
- 健康メニューの提供(レストラン)
- 健康教育の実施
- 家族介護教室の開催
- 温泉施設を活用した「足湯ケア」等の温泉リハビリテーション事業
- 機能回復訓練の実施 等

●生活相談・健康相談等各種相談事業の実施

市地域包括支援センターや市健康推進課の介護予防・地域支援事業部門、医療機関との連携により実施。

●老人クラブに対する援助

近年ライフスタイルの多様化・高齢化等の進展により、各単位クラブでの活動停滞・解散等の諸問題を抱える老人クラブの連合会事務局を市から移管し、包括的・全市的な支援・事業を行うことにより組織の活性化、高齢者の生きがいづくりの機会確保に資する。

●「地域ふれあいサロン」などの開催支援

地域ボランティア等による地域住民と高齢者、障害者の活動の場「ふれあい・いきいきサロン」の開催を支援するなどし、地域ボランティアとの連携、支援を実施する。

●世代間交流事業の実施

市子育て支援センターが支援している子育てサークル事業(赤ちゃん広場、きらっこクラブ、おしゃべり広場等)の活動場所として活用し、昔遊びやレクリエーション等高齢者との交流を図る。

●教養講座等の実施・サークル等の育成

手芸、絵画、園芸など趣味の活動にいそしんでもらい高齢者の生きがいづくりに資する。

●高齢者向け軽スポーツの普及

ゲートボール・ペタンク等の場所提供、普及教室の開催などにより健康増進に資する。

②生きがいデイサービスセンターの開設

現在市スパッシュランドしろいしで介護保険非該当の高齢者に対して生活指導、レクリエーション、趣味・教養活動、入浴、軽スポーツなどを実施している市の単独介護予防事業「生きがいデイサービス事業」を当施設でも実施する。

③利用者のための託児施設整備

お孫さんなどを育児する高齢者が、各種介護予防事業や教養講座、レクリエーションなどを安心して利用できるよう、利用者のための託児施設を整備する。

④小規模多機能型居宅介護拠点の整備【介護給付・介護予防給付】

介護保険制度の地域密着型サービスとして平成18年度より新設された通所介護と宿泊を組み合わせた介護サービスを事業化する。

⑤高齢者・障害者の在宅生活支援のための各種サービス拠点

- 老人居宅介護等事業【介護保険事業・介護予防給付】
訪問介護・訪問入浴、福祉用具貸与、居宅介護支援、
介護予防ケアマネジメント等
- 障害福祉サービス事業【障害者自立支援事業】
身体障害者・知的障害者・精神障害者居宅介護事業
- 高齢者福祉事業(市単独事業)
・自立者支援ホームヘルプサービス・寝たきり老人等紙おむつ給付
・外出支援サービス
- 社会福祉事業(市単独事業)
・身体障害者等訪問入浴サービス ・重度心身障害者移動サービス

【利活用イメージ図】

「健康・休養の麓」^{ふもと}

～市民の介護予防・健康増進拠点～

全高齢者の在宅生活支援拠点
市民の交流活動拠点

- ①老人福祉センター(A型)の開設
- ②生きがいデイサービスセンターの開設
- ③利用者のための託児施設整備
- ④小規模多機能型居宅介護拠点の整備
- ⑤高齢者・障害者の在宅生活支援サービス拠点

IV 「健康・休養の麓」 利活用計画推進にあたって

ソフト面での連携強化の必要性

●「地域ケア会議」の役割強化

一層の保健・医療・福祉の有機的な連携強化、一体的で効率的な市民サービスの提供を図るため、地域包括支援センターを中心に、市の関係機関をはじめ、介護サービス提供事業者、医療機関の代表などからなる「白石市地域ケア会議」において情報の共有化、課題検討など、その役割を強化する必要がある。

●住民参加の促進

施設の有効な利活用を図るため、実施主体や市の関係機関に加えて、各種ボランティア団体、老人クラブ、自治会、婦人会、障害者団体等市民団体の代表を交えて効率的・効果的な利活用方法の検討を行い、単なる利用者の拡大のみならず、事業の実施・施設の運営について、積極的な住民参加の促進・市民の意見の反映を図る必要がある。

●庁内各課の連携強化

庁内横断的な情報の共有と事業の運営・課題解決等のため、市民生部を中心に各事業の担当課などによる庁内プロジェクトチームを編成し、円滑な事業推進を図る必要がある。

長寿課： 高齢者福祉事業全般、介護保険事業全般、
社会福祉法人認可、老人福祉センター、生きがいデイサービス事業
地域包括支援センター： 介護予防事業(介護予防マネジメント)、地域ケア会議
健康推進課： 保健事業、介護予防事業、医療機関との連携
福祉事務所： 障害者福祉事業全般
子ども家庭課： 世代間交流、託児施設、放課後児童保育、
社会教育課： 高齢者向け軽スポーツ
建設課： 施設改修、耐震補強、消防法
商工観光課： 温泉関係、誘客関係
企画情報課： 交通アクセス関係
財政課： 財産取得、財産管理、入札契約 等

事務局：長寿課 総合調整：民生部長

その他

●老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、ハートビル法、建築基準法、県誰もが住みよい福祉のまちづくり条例等、関係法規・条例等との整合

●交通アクセスの確保

利用者の拡大、交通弱者である利用者の利便性向上のため、市民バス拡充、シャトルバス等市内各地からの交通手段の確保・送迎手段の確保を図る必要がある。

【参考資料】

「福祉の里」(既整備) 【福祉・施設介護サービス拠点】

旧かんぼの宿の北側に隣接した茶園地区に所在。高齢者や障害者に限ることなく、市民の誰もが安心して心豊かに暮らせる福祉社会を目指して、保健・医療・福祉が一体となった施設を創造しようという考えのもとに平成10年度までに順次整備された。

高齢化社会において、高齢者の方々が住み慣れた地域で生きがいを感じながら生涯を送ることができるようきめ細やかな福祉サービスを提供している。

所在する施設

●市総合福祉センター

- ・福祉事務所(社会福祉・障害者福祉全般)
- ・長寿課(高齢者福祉及び介護保険サービス全般)
- ・地域包括支援センター(介護予防の拠点、高齢者の総合的な支援)
- ・社会福祉協議会
(社会福祉活動全般・居宅介護)
- ・デイサービスセンター「朋の里」
(認知症対応デイサービスセンター)

●市在宅介護支援センター「茶園」

(高齢者の総合相談窓口)

●特別養護老人ホーム「えんじゅ」

(入所54名・ショートステイ16名)

●デイサービスセンター「茶園」

●ケアハウス「やまぶき」(定員50名)

●小規模通所授産施設「ポプラ」

(精神障害者の作業訓練や生活指導)



▲総合福祉センター

「医療の丘」(既整備) 【公立刈田総合病院】

旧かんぼの宿北西に隣接した丘陵に病床数308床、診療科目18科を有する総合病院、「公立刈田総合病院」が平成14年に移転新築し、地域の高度医療・救急医療の拠点となっている。



▲公立刈田総合病院

【公立刈田総合病院の特色】

- 質の高い医療サービスの提供
- 地域医療連携室の設置
(地域の開業医との連携強化)
- 医療相談室の設置
(保健・福祉機関との連携強化)
- 検診センターの開設
- 免震構造を採用した災害に強い建物構造

